

# 鳥取縣公報

公 告

昭和二十二年十月二十一日

水曜日

號外

◇資格審査結果公報第十四號

○(自昭和二十一年十月十五日  
至昭和二十二年十月二十五日)

昭和二十一年十月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は昭和二十二年勅令第一號乃至第三號及び同

年閣令内務省令第一號の規定による縣公職適否審査委員會の資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場

がこの公報を受けたならば、直ちにこれを掲示する。  
この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し次回の公報を受け  
取つたときはこれと取換えるものである。取換えた公  
報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得る  
よう、市町村役場に編綴保存する。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣公職適否審査委員會若しくは市の公職適否審査委員會事務所において公衆が閲覧できる。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

## 四、結果

鳥取縣公職適否審査委員會(鳥取市東町鳥取縣廳内)  
審査人員 一二名

非該當決定人員 一二名

審査を受けた公職及びその氏名

○村農地委員會委員  
巖 村 松井安次郎

日野村 長谷川理一

五千石村 稲田 信治

